

佐野市財務規則 抜粋

(平成17年2月28日規則第59号)

第6章 契約

第1節 契約の方法

(一般競争入札参加資格の公示)

第74条 市長は、令第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項及び資格審査の申請の時期、方法等を公示しなければならない。

2 前項の規定による公示は、次に掲げる方法で行うものとする。

(1) 佐野市公告式条例（平成17年佐野市条例第3号）第2条第2項の掲示場に掲示して行う方法

(2) 市のホームページに掲載する方法

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める方法

(一般競争入札参加資格審査の申請等)

第75条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）

は、前条第1項の規定による公示に従い、入札参加資格審査申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請を行った者の資格の審査を行い、その結果を申請者に通知しなければならない。

3 市長は、前項の審査の結果に基づき、前条第1項の資格を満たした者の競争入札参加資格者名簿を作成するものとする。

(資格者名簿の変更)

第76条 第74条第1項の資格を満たした者は、前条第1項の申請書を提出した後、当該申請者の住所、商号又は名称、代表者氏名その他申請事項に変更を生じたときは、速やかに申請内容変更届を市長に届け出なければならない。

(一般競争入札の公告)

第77条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日（電子入札（市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理を使用する入札をいう。以下同じ）にあつては、入札期間の末日）の前日から起算して少なくとも10日前に佐野市公告式条例（平成17年佐野市条例第3号）その他の方法によりその旨を広く一般に周知させなければならない。ただし、

急を要する場合においては、その期間を5日まで短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について、これをするものとする。

- (1) 一般競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 入札及び開札の日時及び場所(電子入札にあっては、入札期間並びに開札の日時及び場所)
- (4) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (5) 入札参加者の資格を制限したときはその要件
- (6) 電子入札にあっては、電子入札に関する事項
- (7) 入札及び入札に関する条件に違反した入札の無効
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
(一般競争入札保証金)

第78条 令第167条の7の規定による入札保証金の額は、その者の見積りに係る契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、インターネット公有財産売却システム(インターネットを利用して市の公有財産及び物品の売払いを行うシステムをいう。以下同じ。)による入札に係る入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上の額とする。

2 前項に規定する入札保証金の納付は、次に掲げる有価証券の提供をもって、これに代えることができる。この場合において、担保として提供されたものの取扱価格は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国債又は地方債 券面額
- (2) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関が振出し又は支払保証をした小切手 券面額

3 前項第1号の証券で割引の方法によって発行したものの取扱価格は、同号の規定にかかわらず政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件(明治41年勅令第287号)の例による。

(入札保証金の納付の免除)

第79条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 競争入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 競争入札参加者が第74条第1項の資格を有しており、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 市長は、前項第1号の規定により入札保証金の納付を免除するときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させるものとする。

(入札保証金の還付)

第80条 入札保証金は、入札の終了後直ちにこれを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、契約を締結した後に還付するものとする。

2 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

3 入札保証金には、利子を付さない。

(予定価格の決定方法)

第81条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について、当該入札に係る仕様書、設計書等により定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合は、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(最低制限価格の設定)

第82条 市長は、令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設定する必要があるときは、これを設定し、一般競争入札に付することができる。

(調査基準価格の設定)

第82条の2 市長は、令第167条の10第1項の規定により調査を行うための基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設定する必要があるときは、これを設定し、一般競争入札に付することができる。

(予定価格調書の作成等)

第83条 市長は、予定価格（最低制限価格又は調査基準価格を設定した場合は、最低制限価格又は調査基準価格を含む。次項において同じ。）を記載した予定価格調書を作成する。

2 予定価格調書は、封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、入札前に予定価格を公表する場合は、封書にすることを要しないものとする。

(一般競争の入札手続)

第84条 競争入札参加者は、インターネット公有財産売却システムを利用する場合を除き、入札書を1件ごとに作成し、入札公告において示された所定の日時及び場所に出席して提出しなければならない。この場合において、出席した者が代理人であるときは、その代理権を証する委任状を入札前に提出しなければならない。

2 競争入札参加者は、前項の規定にかかわらず、入札公告の定めに従い、郵便により入札書を提出することができる。

3 前項の郵便による入札に関する手続については、市長が別に定める。

4 インターネット公有財産売却システムによる競争入札参加者は、前3項の規定にかかわらず、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により入札するものとする。

(電子入札)

第84条の2 一般競争入札は、前条に定めるもののほか、電子入札により行うことができる。

2 電子入札に参加する者は、入札金額その他所定の情報を記録した電磁的記録を指定の日時まで、市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

3 電子入札は、入札金額その他所定の情報が市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに市に到達したものとみなす。

4 前3項に掲げるもののほか、電子入札に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(入札の無効)

第85条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。ただし、第1号及び第2号の規定は、インターネット公有財産売却システムによる入札の場合は、適用しないものとする。

(1) 入札書の記載事項(電子入札で行われた場合は、記録事項)が不明瞭で判読できないとき。

(2) 入札書記載の金額を訂正したとき又は氏名の下に押印(電子入札で行われた場合は、押印に相当する電磁的記録)がないとき。

(3) 入札保証金を納めず、又は不足するとき。

- (4) 入札者又はその代理者が同一事項に2通以上の入札をしたとき。
- (5) 入札者の資格を制限した場合において無資格者のしたとき。
- (6) 開札に立会いを要する場合において、入札者又はその代理者が立ち会わないとき。
- (7) 談合その他不正の行為があったと認められるとき。
- (8) 2人以上の代理をした者が入札をしたとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特定事項に違反したとき。

(落札通知)

第86条 落札者が決定したときは、直ちに文書又は口頭をもって当該落札者に通知するものとする。ただし、インターネット公有財産売却システムによる入札及び電子入札にあつては、電子メールその他の方法により通知することができる。

(再度公告入札の公告期間)

第87条 入札者若しくは落札者が不在の場合又は落札者が通知を受けた日から7日以内に契約を結ばない場合において、更に入札に付そうとするときは、第77条の公告の期間を3日まで短縮することができる。

(指名競争入札の参加者の指名)

第88条 令第167条の12の規定に基づき指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときはなるべく3人以上の入札者を指名しなければならない。

2 前項の場合においては第77条第2項に規定する事項を各入札者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第89条 第74条から第76条まで及び第78条から第86条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

(随意契約によることができる額)

第90条 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
- (2) 財産の買入れ 150万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円

- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの100万円
(随意契約の内容等の公表)

第90条の2 市長は、令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により、随意契約により契約を締結しようとするときは、締結を予定する日の1月前までに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 契約の件名
- (2) 契約の内容
- (3) 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 市長は、前項の契約を締結したときは、速やかに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 契約の件名
- (2) 契約の内容
- (3) 契約を締結した日
- (4) 契約の相手方となった者の氏名又は名称
- (5) 契約金額
- (6) 契約の相手方とした理由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

3 前2項の規定による公表は、契約を締結した課等において一般の閲覧に供する方法及び市のホームページに掲載する方法で行うものとする。

(随意契約の予定価格)

第90条の3 市長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、第81条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(見積書の徴取)

第90条の4 市長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1人の者から見積書を徴することができる。

- (1) 災害の発生等により緊急を要するとき。
- (2) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定することがやむを得ないとき。

- (3) 1件の予定価格が5万円以下のとき。
- 2 次に掲げる場合は、前項の規定にかかわらず、見積書の徴取を省略することができる。
 - (1) 法令の規定により価格が定められているとき。
 - (2) 見積書を徴することのできない特別の理由があるとき。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第91条 第83条及び第86条の規定は、随意契約の場合にこれを準用する。

第2節 契約の締結

(契約締結の手続)

第92条 契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成し、落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約の締結をしなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この期限を延長することができる。

- 2 前項に規定する期間の算定に当たっては、佐野市の休日を定める条例(平成17年佐野市条例第2号)に規定する休日は、当該期間に算入しないものとする。
- 3 落札者が第1項に規定する期間(同項ただし書の規定により延長した場合はその延長した日)までに契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- 4 第1項の契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。
 - (1) 契約の目的
 - (2) 契約金額
 - (3) 履行期限
 - (4) 契約履行の場所
 - (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
 - (6) 契約保証金に関する事項
 - (7) 監督及び検査に関する事項
 - (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息違約金その他の損害金
 - (9) 危険負担
 - (10) かし担保責任
 - (11) 契約に関する紛争の解決方法
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、契約に関し必要な事項

(契約書の作成を省略することができる場合)

第93条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- (1) せり売りに付するとき。
 - (2) 物品を売り払う場合において買受人が代金を即納し、その物品を引き取る
とき。
 - (3) 契約金額が第90条各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額を
超えないとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に契約書を作成する必要がないと認
めるとき。
- 2 前項第3号に該当し、契約書の作成を省略する場合で契約の履行に必要なときは、
請書その他これに類する書類を徴するものとする。

(契約保証金)

第94条 令第167条の16の規定による契約を締結する者をして納めさせる契約保証
金の額は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、インターネット公有財
産売却システムによる入札にあっては、当該入札により納付した入札保証金の額
とする。

- 2 前項に規定する契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代え
ることができる。この場合において、担保として提供されたものの取扱価格は、
当該各号に定めるところによる。
- (1) 国債又は地方債 券面額
 - (2) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金
融機関が振出し又は支払保証をした小切手 券面額
 - (3) 当該契約の債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する前号の金融
機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5
条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証 保証金額
- 3 前項第1号の証券で割引の方法によって発行したものの取扱価格は、同号の規定
にかかわらず政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル
件の例による。
- 4 前項第3号に規定する保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、
当該保証を証する書面を提出させるものとする。

(契約保証金の納付の免除)

第95条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 第74条第1項(第89条の規定により準用する場合を含む。)の資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
 - (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - (6) 随意契約を締結する場合において、第90条各号に定める額を超えない額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (7) 特に市長が認めるとき。
- 2 前項第1号又は第2号の規定により契約保証金を免除する場合は、当該履行保証保険契約に係る保険証券又は当該工事履行保証契約に係る保証証券を提出させるものとする。

(契約保証金の還付)

第96条 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行し、かつ、検査が終了した後直ちに還付するものとする。

- 2 契約保証金には、利子を付さない。

第3節 契約の履行

(監督)

第97条 市長から監督を命ぜられた職員(以下「監督職員」という。)は、必要があるときは、契約に係る仕様書及び契約書等に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査しなければならない。

- 2 監督職員は、必要があるときは、契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における使用材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

- 3 監督職員は、監督をしたときは、その内容及び指示した事項その他必要な事項を記録しておかなければならない。

(検査)

第98条 市長から検査を命ぜられた職員(以下「検査職員」という。)は、次の各号に掲げる場合には、契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

- (1) 契約の相手方が給付を完了したとき。
- (2) 給付の完了前において出来高に応じ対価の一部を支払う必要があるとき。
- (3) 物件の給付の一部の納入があったとき、又は契約により給付の一部を使用しようとするとき。

- 2 前項の検査は、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容、数量等について行うものとする。

- 3 検査職員は、前項の場合において、特に必要があると認めるときは、破壊し、若しくは分解し、又は試験をして検査を行うものとする。

- 4 検査職員は、前項の規定による検査の実施にあたっては契約の相手方又はその代理人の立会いを求めることができる。

(検査調書の作成)

第98条の2 検査職員は、前条の規定により検査したときは、検査調書を作成し市長に提出しなければならない。この場合において、契約書等の履行に不備があり、契約相手方に必要な処置を指示したときは、その経過を検査調書に記録しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、物件の買入れ又はその他の契約で軽易なものについては、関係帳票類に検査した旨を記録することにより前項の検査調書の作成を省略することができる。

(監督又は検査の委託)

第99条 令第167条の15第4項の規定により、職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては当該受託者から監督又は検査の結果を記載した書面を提出させなければならない。

- 2 前項に係る契約代金は、同項の書面に基づかなければ支払いすることができない。

(部分払の限度額)

第100条 工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の

買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあっては、その既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあっては、その既納部分に対する代価を超えることができない。

(履行期の延長)

第101条 天災その他契約の相手方の責に帰せられない理由により契約の履行が契約期限までに完了しないと認められる場合で契約の相手方から履行期の延長の申出があったときは、これを認めることができる。

2 前項以外の場合において、契約の相手方から履行期の延長の申出があったときは、特にやむを得ないと認める場合に限り履行期の延長をすることができる。

(損害金)

第102条 前条第2項の規定により履行期の延長を認めた場合は、当該契約代金額から既済部分に対する代価を控除した額につき、遅滞日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額を損害金として徴収する。

(履行の変更等)

第103条 天災その他特別の事由があるときは契約の相手方と協議の上契約の全部又は一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(契約の履行の届出)

第104条 工事若しくは製造その他の請負契約又は物件の納入その他の契約を締結した相手方は、当該契約を履行したときはその旨を書面で届け出なければならない。ただし、書面による必要がないと認められるものについては、この限りでない。

(契約の解除)

第105条 契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 第101条の規定により履行期の延長をした場合を除くほか、契約の履行期限までに履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の履行について不正の行為があったとき。
- (3) 契約解除の申出があったとき。
- (4) 前3号に定めるものを除くほか、この規則若しくは契約に違反し、それによつ

て契約の目的を達することができないとき。

- 2 前項による契約の解除は、その旨を契約の相手方に通知して行わなければならない。

(違約金)

第106条 前条の場合において当該契約の契約保証金を免除したものであるときは、契約金額の100分の10以上の違約金を徴収するものとする。

(対価の支払)

第107条 第98条の規定による検査に合格したものでなければ当該契約に係る支払をすることはできない。

- 2 対価の一部について前金払又は部分払をしたものがあるときは契約の履行による完納又は完済による最終の対価の支払の際にこれを精算するものとする。
- 3 第105条の規定により、契約を解除したときは、当該契約の既済部分で検査に合格した部分に対する対価を支払うものとする。

平成18年11月15日改正内容

- ・郵便入札による入札手続きについて規定するため、郵便による入札書の受理する期限を改正及び現行の規定に合わせるための改正

平成19年4月1日改正内容

- ・競争入札参加資格の公示及び申請等について現行の規定に合わせるための改正
- ・随意契約における見積書の徴取、予定価格の設定等の執行規定をより明文化する。また、地方自治法施行令の改正により、特定施設等からの役務の提供等において規則で定める手続により、随意契約によることができる規定を設置
- ・損害金の額について、年3.6パーセントから財務大臣が決定する率に改正

平成20年4月1日改正内容

- ・入札保証金及び契約保証金の納付を免除することができる規定における、過去2年間における国等との契約実績等の内容を改正する。また、随意契約における、契約保証金の納付を免除することができる場合の金額を定める。
- ・契約締結の期間における、休日の取扱いを定める。

平成21年4月1日改正内容

- ・検査について、検査の方法と検査調書の作成を区分し、検査調書の作成条項を新設する。また、軽易な契約については、検査調書を省略できる項目を設ける。

平成24年4月1日改正内容

- ・電子入札導入に伴い関係する条文を改正する。

令和4年7月22日改正内容

- ・前払金のできる経費として使用料を追加する改正。

令和6年12月26日

- ・特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行に伴い、契約書の作成を省略可能とする要件を拡大する改正。

令和7年10月14日

- ・民法改正に伴う文言（契約不適合責任）の改正。

令和8年4月1日

- ・地方自治法施行令少額随意契約基準額改正に伴う随意契約基準額の改正。